証券コード 6195 2025年6月12日 (電子提供措置開始日 2025年6月6日)

株 主 各 位

福岡県福岡市中央区薬院一丁目14番5号株式会社 ホープ 代表取締役社長兼CEO 時 津 孝 康

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.zaigenkakuho.com/ir/meeting/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)に「ホープ」またはコードに当社証券コード「6195」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス) https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日(木曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

Ē

- 1. 日 時 2025年6月27日 (金曜日) 午前10時
- 2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 公益財団法人アクロス福岡 円形ホール
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第32期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第32期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

議 案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

事 業 報 告

(2024年 4月 1日から) (2025年 3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、欧米の高い金利水準の継続や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気に影響を与える可能性があります。また、物価上昇、通商政策を含む欧米の政策動向、金融資本市場の変動等の影響にも十分な注意が必要な状況であり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下において、グループ全体での事業規模の拡大を推進するとともに、事業運営におけるリスク管理体制の一層の強化を図るなどの取り組みを推進することで、グループ企業理念の実現及び企業価値の向上に努めております。

当社は、2024年5月15日付で、当連結会計年度を初年度とする3か年の中期経営計画を策定・公表しており、適切な資源配分によるオーガニック成長の実現、堅実な投資による事業価値の創出、リスクマネジメント機能の強化、資本配分方針/財務の規律付け、攻守兼ね備えた強固なミドル層の構築に積極的に取り組んでおります。

当連結会計年度においては上述の中期経営計画で公表した財務方針に従い、自己株式取得を実行するなど資本生産性の改善・向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行に努めております。

広告事業におきましては、連結子会社である株式会社ジチタイアドにて、当連結会計年度においても引き続き生産性を可能な限り維持しつつ、利益創出事業として計画的な事業規模の再拡大を目指し、事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上に向けた取り組みを行ってまいりました。また、SCサービスにおけるマチレットの新媒体や広告以外の新サービス開発にも積極的に取り組んでおります。2026年3月期以降においては、引き続き1人当たりの生産性の維持・向上に努め、利益創出事業として安定成長を目指してまいります。

ジチタイワークス事業におきましては、官民連携に対する需要が大きく、市場の開拓余地は十分に存在することから、連結子会社である株式会社ジチタイワークスにおいて、自治体ビジネスのニーズの顕在化に対応していくことで、サービス提供機会を増やすことを目指しております。併せて、行政マガジン『ジチタイワークス』のブランド力を強化することで、BtoGソリューション等の拡大による収益の追求、また多面的展開の促進による高付加価値なサービスの拡大に繋げております。

その先に、当社グループを中心とした自治体情報の循環によるさらなる官民連携の促

進、また、自治体情報データベースを活用した、事業の強化・支援・創造が可能になると考えております。これを実現するための施策として、引き続き、公務員個人の領域でマーケットを拡大し、事業を展開するとともに、さらなるコンテンツ制作体制の充実と、Bto Gソリューションの推進、官民協働を支援するweb上のプラットフォームである「ジチタイワークス民間サービス比較」(旧 「ジチタイワークスHA×SH(ハッシュ)」)の運営推進等多面的な展開を進め、公務員プラットフォーム構想(注)の実現を目指してまいります。

また、当社は、株式会社地方創生テクノロジーラボ(以下「地方創生テクノロジーラボ」)を連結子会社化しました。

なお、地方創生テクノロジーラボのみなし取得日を当連結会計年度末日としていることから、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結しており、連結損益計算書においては、地方創生テクノロジーラボの業績を含んでおりません。

(注) 公務員だけが利用可能なプラットフォームを構築し、自治体が抱える様々な課題を to公務員というアプローチで解決支援を図るネットワーク構想

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,140,691千円(前年同期比23.0% 増)、営業利益は291,628千円(前年同期比27.9%増)、経常利益は295,468千円(前年同期比29.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は358,008千円(前年同期比36.7%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業においては、自治体から様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ、民間企業に販売するSR(SMART RESOURCE)サービス、また、自治体から住民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える情報冊子マチレットを自治体と協働発行(無料)し、自治体の経費削減を支援するSC(SMART CREATION)サービス等を提供しており、前連結会計年度までの収益性改善を目的とした事業規模の適正化を踏まえて、計画的な再拡大を推進してまいりました。当社グループの主要媒体であるマチレットは現在、子育で・空き家・エンディングノート・おくやみ・マイナンバーガイドブック、などのテーマを主として全国展開しております。

当連結会計年度においては、計画的な再拡大に伴う施策の結果、各サービスによる売上が好調に推移しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,856,767千円(前年同期比11.8%増)、セグメント利益は419.075千円(前年同期比20.8%増)となりました。

② ジチタイワークス事業

ジチタイワークスは、当社グループの官民連携を推進する様々なサービスを総称するブランドの名称とし、「自治体で働く"コトとヒト"を元気に。」をコンセプトにサービスを展開しております。

2017年12月より発行してきた、当社グループオリジナルのメディアとして、自治体職員の仕事につながるヒントやアイデア、事例などを紹介する行政マガジン『ジチタイワークス』を各号約11.5万部発行しています。また、当社グループが今まで培った自治体とのリレーションを活用した、自治体と民間企業のニーズを繋ぐBtoGソリューション等の積極的な展開も推進しております。その中においては、上述の行政マガジン『ジチタイワークス』の通常号の別冊として、企業の予算やニーズに応じたオーダーメイド形式の(i)特別号(ii)PICKS及び(ii)INFO.の3種類の媒体があり、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対して、幅広いマーケティング支援を行っております。

行政マガジン『ジチタイワークス』は、全国1741自治体の市区町村・47都道府県に加え、地方議会議員への無償提供を行うことで、行政マガジン『ジチタイワークス』を通じて事業全体の持続的なブランディングの向上を実現しており、その結果、事業全体として前年同期を上回る実績となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は1,079,294千円(前年同期比42.8%増)、セグメント利益は310,563千円(前年同期比28.9%増)となりました。

③ その他

その他には、企業版ふるさと納税支援事業や空き家対策関連事業akisol (アキソル) 及びマチイロなど他の報告セグメントに含まれないサービスが含まれております。

当連結会計年度における売上高は204,629千円(前年同期比48.6%増)、セグメント損失は5,538千円(前年同期はセグメント利益5,206千円)となりました。

なお、セグメント損失の主な要因は、中長期的な事業規模の拡大に向けた人的投資やマーケティング費用等の営業費用の増加であります。

(2) 資金調達の状況

当社グループは、効率的な運転資金の調達や弾力的に適切なレバレッジへと推移させる 財務体制の構築及び機動的な資本政策の実施等を行うことを念頭に、当連結会計年度末時 点において、主要取引金融機関と総額300,000千円のコミットメントライン契約並びに総 額200,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、そのうち当連結会計年度末に おける借入実行残高は100,000千円であります。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、25,787千円となりました。これは、すべて全社資産への投資であります。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年3月7日付で株式会社地方創生テクノロジーラボの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、2025年3月25日付で同社株式を追加取得したことにより、当社の同社に対する議決権保有割合は82.76%となりました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区	分	第 29 期 (2022年3月期)	第 30 期 (2023年3月期)	第 31 期 (2024年 3 月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (2025年 3 月期)
売 上 7	高 (千円)	35,630,649	2,157,228	2,553,699	3,140,691
│ 経常利益又は経常打 │ 失 (△)	質 (千円)	△16,731,978	160,416	228,187	295,468
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期 純損失(△)	(千円)	△19,730,966	5,028,646	261,865	358,008
1株当たり当期純利 又は1株当たり当期 損失(△)		△1,952.73	400.18	15.94	22.36
総資	産 (千円)	1,432,909	2,338,793	1,984,476	2,145,594
純 資 点	産 (千円)	△5,602,419	742,060	1,003,164	1,150,323
1株当たり純資産額	額 (円)	△500.72	44.84	60.84	74.58

- (注) 1.第29期については、決算期の変更に伴い、2021年7月1日から2022年3月31日までの9か月間となっております。
 - 2.第29期については、当社の連結子会社であった株式会社ホープエナジーが2022年3月25日付で破産手続開始決定がなされたことから、連結の範囲から除外しておりますが、2021年7月1日から2022年3月25日の損益計算書を連結しております。

(6) 対処すべき課題

① 生産性向上に向けた業務改革とDXの推進

当社グループが持続的に成長していくためには、全社的な生産性の抜本的な向上が不可欠であると認識しております。事業の拡大や人員の増加に伴い、従来のやり方のままではスピードや効率に限界が生じつつある中で、今後は経営資源をより高付加価値な領域に集中させ、業務の精度・迅速性を高める取り組みを全社的に推進してまいります。

この生産性向上を実現する上での中核的な手段が、デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進です。現在は、生成AIなどの新技術の活用や業務プロセスの見直しに着手し始めた段階であり、今後、これらを本格化させていく考えです。また、現場起点の改善のみならず、グループ全体での業務最適化に向けて、デジタル基盤の整備や人材育成も含め、段階的に取り組んでまいります。

今後も、継続的な技術の導入と運用改善を繰り返しつつ、グループ全体の競争力強化と企業価値向上につなげてまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

今後、当社グループが持続的に成長していくためには、組織において中核的な役割を担う人材の確保と育成が課題であると認識しております。この課題に対処するために、一般的なビジネスリテラシー水準の向上と、ミドル層や経営者候補人材の育成に繋がる教育制度や仕組みの構築に積極的に取り組んでおります。

③ ジチタイワークス事業におけるサービスのブランド価値向上及び事業規模の拡大 当社グループは、ジチタイワークス事業を、成長をけん引する「花形事業」と位置付 けております。ジチタイワークスのブランド価値を高め、自治体と民間を繋ぐメディア としての地位を確立させることが成長の実現につながるものと認識しており、この数年 にわたりこれに努めてまいりました。

今後より一層、成長のけん引役として、BtoGソリューション等、ジチタイワークスブランド下のプロダクト、サービス開発、その運営体制のさらなる充実化等を進めていく予定です。

④ 広告事業の生産性維持、収益性改善・向上

当社グループは広告事業を「利益創出事業(金のなる木)」と位置付け、より安定した収益事業への転換に向けて、事業規模の適正化に加えて、その収益性の改善・向上を進めてまいりました。

具体的には、SRサービスにおいて、中長期的な収益性の改善を実現するために、戦略的な観点を踏まえ、適切な価格で仕入れを行うことを目的とした応札価格の妥当性の検

証を行うことにより、ノウハウの一層の蓄積を重ね、業務実態へと反映させるPDCAサイクルの運用を行っております。また、各施策を通じて事業全体におけるコスト効率化と受注単価の向上を推進してまいりました。引き続き利益創出事業として生産性の維持・向上に努め、安定成長を目指してまいります。

なお、SCサービスにおけるマチレットについては、冊子の発行が下半期へ偏重する傾向があります。これについては、サービスの性質上、事業拡大により偏重度合いが高まる構造である一方で、コスト合理化における継続課題として認識していることから、引き続き事業拡大とのバランスを保ちながら平準化努力を継続してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制のさらなる充実・強化が課題であると認識しております。当社グループにおいては、従来より経営の意思決定や社内手続等が適正に行われるようガバナンスの強化に努め、コンプライアンスや適時開示体制を重視した経営管理体制の構築を行っておりましたが、今後はこれらに加えて、次の点についても強化を進めます。

- ・投資規律・財務規律のアップデート: 当社は事業成長のための投資において、より 厳格な規律を設け、戦略的な投資判断を徹底する方針です。これにより、投資効率 を最大化し、リスクを最小限に抑えることを目指します。財務規律についても、資 本コストの最適化やキャッシュフロー管理の強化に取り組み、企業価値の持続的向 上を目指します。
- ・PMI体制の確立: 新規事業開発やM&A活動の実施に伴い、PMI (Post Merger Integration) 体制の確立は重要な課題です。当社では、M&A後の統合プロセスを円滑に進めるため、統合計画の立案及び実行を一元的に管理する体制を強化し、シナジー創出に向けた組織・業務の統合を徹底します。

これらの取り組みにより、リスク管理体制を全社的な視点で合理的かつ最適な方法で運用し、より高い企業価値の実現を目指してまいります。既存事業が抱えるリスクに対する対応策の検討・協議に加え、新規事業開発やM&A実施時におけるリスク評価・分析を強化し、内部統制の整備・見直しを進めるとともに、法令遵守の徹底にも引き続き注力します。

⑥ 新規事業・サービスへの挑戦

当社グループの行う事業は行政政策や社会的な課題の変化に直接的に影響を受け、誕生・発展してきたと言えます。広告事業及びジチタイワークス事業に加えて、企業版ふるさと納税支援事業と空き家対策関連事業akisol(アキソル)の2つを次なる事業の柱

とするべく取り組んでおります。企業版ふるさと納税支援事業においては中期的な花形化を目指し、akisolにおいては早期の収益モデルの確立を目指しております。これらに加えて、マチイロ事業においては、改めてアプリ「マチイロ」の機能充実化を図り、収益化を進めていく方針です。

また今後も、行政政策等自治体を取り巻く環境の変化への機敏な対応を軸に、自治体との取引実績、ノウハウ、営業力の有効活用、ITによる効率的な事業化への取り組み等を行い、継続的に自治体の自主財源確保に繋がる新たなサービスを開発していくことが重要であると考えております。

⑦ 東京証券取引所「グロース市場」の上場維持基準について

当社グループは、東京証券取引所における市場区分「グロース市場」に上場しております。本書提出日現在、当該市場では「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」が開催され、実効性のある市場形成に向けた議論が行われており、この中では、上場後の成長を促すことを目的として、現行の上場維持基準の引き上げが検討されています。本書提出日現在においては、検討の段階であり、当該規則の改正は行われていないものの、上述の会議にて、「2030年以降、上場5年経過している企業」に対して「時価総額100億円以上」とする新たな基準を適用する案が提案されております(なお、現行の上場維持基準は「上場10年経過後から時価総額40億円以上」)。

当該基準は検討の段階であるものの、足元の当社グループの時価総額はこの基準を大幅に下回っていることから、将来的に当該基準に抵触する可能性があるため、リスクとして認識しております。これに対し、当社グループは方針として、営業利益年平均25%成長を2025年3月期から2027年3月期までの中期経営計画上の目標に掲げておりますが、同様の継続的な利益成長の実現とともに、より一層のアカウンタビリティ(説明責任)の充実に努めてまいります。これは、一定の成長を継続的に実現していくことにより、当期純利益(及びEPS)を高め、あわせて当社グループの経営戦略及び業績を市場に対して透明性高く、かつ、明確に説明していくことが、市場における当社グループへの成長期待を向上させ、結果的にPER(株価収益率)を押し上げ、株式の評価を高めていくことに繋がると考えているからです。引き続き東京証券取引所の議論の進展を注視しつつ、当該リスクの解消に向けた上記方針に基づき、中長期的な視点での施策の検討と実行を通じて企業価値の向上に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは「自治体を通じて人々に新たな価値を提供し、会社及び従業員の成長を追求する」を企業理念に掲げ、自治体の財源確保・経費削減に貢献することを目的に、自治体に特化したサービスを展開しております。当社グループは「広告事業」、「ジチタイワークス事業」の2区分を報告セグメントとしており、報告セグメントに含まれない一部サービスを「その他」としております。

各セグメントの事業内容は次のとおりであります。

① 広告事業

広告事業では、主に次のサービスを行っております。

イ. SR (SMART RESOURCE) サービス

SRサービスは、自治体が有するホームページ、広報紙、納税通知書、各種封筒等の配布物等、様々な媒体の広告枠を入札により仕入れ民間企業に販売するサービスであり、自治体の自主財源確保の手段の一つとして、既存の様々なスペースの有効活用を支援するという特徴があります。自治体広告市場は、自治体の財政状況が厳しさを増す中で、自治体資産に民間事業者の広告を掲載することで新たな財源を確保し、また、情報発信を通じて市民サービスの向上や地域経済の活性化など、二次的な効果を期待して立ち上がったものといわれております。2004年度に横浜市が全国に先駆けて広告事業の専門組織を立ち上げ、全市的に広告事業を展開し、また、2005年に国の「行政効率化推進計画」に、効率化のための取り組みとして「国の広報印刷物への広告掲載」が追加され、これにより自治体の広告事業への取り組みが拡がりました(注)。しかしながら、従前、自治体が自ら広告枠の販売を行っていた際には、自治体は事務作業や事務コスト等を負担しなければならず、また、自治体にノウハウが少ないために広告枠が売れ残り、想定していた財源を確保できない場合もありました。

同サービスでは、当社が広告枠を一括で仕入れ民間企業への販売を行うため、自治体は事務作業・コスト負担の削減、安定した財源確保が可能となります。また、広告主に対しては、企業ごとのターゲットエリア、ターゲット層にマッチした媒体への広告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。

第32期の主な実績は、気象庁ホームページ広告運用事業の受注のほか、京都市が2024年に初めて開始した、メタバース(仮想空間)での広告取り扱い業務の受注などがあります。

(注) 「自治体の収入増加に関する調査研究」(2010年3月 財団法人地方自治研究機構)による。

ロ. SC (SMART CREATION) サービス

SCサービスでは主に、当社と自治体との協働発行という形で、自治体が住民へ周 知する必要がある各種分野に特化した住民向け情報冊子について、当社が広告主を募 集し、制作した当該情報冊子を自治体に寄贈するサービスを行っており、当該情報冊 子を「マチレット」と総称しております。自治体が自費制作する場合、費用の関係か らページ数や色数等デザインに制限を受けてしまい、また、事務作業や事務コストの **負担の関係から発行できない自治体もあります。同サービスでは、当社がデザイン・** 制作を基本的に無償で行うため、自治体は事務作業やコストの大幅な削減が可能とな るほか、デザイン性の高い情報冊子の提供が可能となります。また、広告主に対して は、企業のサービス内容、ターゲットエリアやターゲット層にマッチした媒体への広 告掲載を提案することで、広告効果という付加価値を提供しております。なお、現在 の主な取扱分野は、子育でに関する情報を集約した「子育で情報冊子」、空き家対策 に関する情報を集約した「空き家対策冊子」、高齢者の終活をサポートする情報を集 約した「エンディングノート」、遺族のための手続など必要な情報を集約した「おく やみ冊子」、マイナンバーカードの交付業務における住民サービス情報を集約した 「マイナンバーカードガイドブック」、管理組合が円滑に認定を取得できるよう、管 理状況の確認や申請支援を行い、マンションの適切な管理をサポートする「マンショ ン適正管理ガイドブック」となっており、時流・社会的課題や行政施策を背景に分野 を特定し、自治体との協働発行に繋げております。

② ジチタイワークス事業

ジチタイワークス事業では、官民連携の促進を目指し、主に当社が今まで広告事業で 培った自治体とのリレーションを活用し、次のサービスを行っております。

イ. BtoGソリューション等

BtoGソリューションは、自治体と民間企業のニーズを繋ぐサービスです。民間企業における自治体をターゲットにした商品やサービスについて、当社の持つ自治体ネットワークや取引ノウハウを活用し、販売促進に向けたニーズ調査やマーケティング支援を行い、これらを通じて自治体の各種課題解消に繋げております。

ロ. 行政マガジン『ジチタイワークス』

『ジチタイワークス』は、全国1741自治体の市区町村・47都道府県に加え、地方議会議員へ無償提供をしている行政マガジンであり、自治体業務の現場で活用できる事例や、地域をあげて取り組んだ事業まで、様々な事例におけるノウハウを提供することで自治体運営における業務改善に繋げることを目的としております。また、自治体向けに事業を展開したい民間企業に対しては、誌面への広告掲載によって、ターゲ

ットを限定することでリーチ力の高い広告宣伝活動をサポートしております。

ハ. ジチタイワークス民間サービス比較(旧 ジチタイワークスHA×SH(ハッシュ))

ジチタイワークス民間サービス比較は、自治体と民間企業の情報流通プラットフォームであり、インターネットによる横断的な情報流通の場の構築・提供、さらには活用促進を目的として、第27期よりサービスを開始いたしました。自治体は抱えている課題に合わせ民間企業の有益なサービスを検索・閲覧することで、能動的かつ効率的な情報収集が可能となり、自治体職員の生産性が向上することで行政サービスの推進に繋がります。また、民間企業は自社が提供する自治体向けサービスの情報を掲載することで、物理的な訪問の困難さや提案の非効率性にとらわれることなく、より多くの自治体へ周知することが可能となります。

③ その他

その他のセグメントにおいては、企業版ふるさと納税支援事業、空き家対策関連事業 akisol (アキソル) 及びマチイロ事業が含まれております。

企業版ふるさと納税支援事業は、個人版の企業版ふるさと納税制度に比べて認知度が低い企業版ふるさと納税制度の活用について、自治体と企業の双方に向けて制度啓発活動を行い、活用を促進していただく支援をしております。当該事業は政府が企業版ふるさと納税の3年間(令和9年度まで)の制度延長を決定したことを踏まえ、引き続き中期的な成長拡大を目指していく方針です。

akisolは、自治体と協働して空き家所有者からの総合相談窓口を担い、低廉な空き家の流通サポート(0円物件マッチング)をはじめとした、ソリューションの提案及び提供を行っています。引き続き、早期の収益確立を目指しております。

マチイロ事業はスマートフォンで各自治体の広報紙やニュースを閲覧できるアプリの 運営を行っており、今後は改めてアプリの機能充実化を図り、収益化を進めていく方針です。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
福岡本社	福岡県福岡市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ジチタイアド	福岡県福岡市
株式会社ジチタイワークス	福岡県福岡市
株式会社マチイロ	福岡県福岡市
株式会社地方創生テクノロジーラボ	東京都港区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数 (人)	前連結会計年度末比増減
広告	91 (10)	4名増
ジチタイワークス	79 (3)	28名増
その他	13 (7)	5名増
全社 (共通)	21 (5)	-
合計	204 (25)	37名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。なお、() 書きは外書きで臨時雇用者数(アルバイト、パートタイマー、派遣社員)であり、最近1年間の平均雇用者数(1日8時間換算)を記載しております。
 - 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。
 - 3. 従業員数が前連結会計年度末と比べて37名増加しましたのは、主に中長期に向けた業容拡大に伴う採用のほか、2025年3月31日をみなし取得日として株式会社地方創生テクノロジーラボを連結子会社化したためであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
194 (25) 名	27名増	33.9歳	4.8年

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ジチタイアド	10,000千円	100.0%	自治体の財源確保・コスト削減 を目的とする広告事業等
株式会社ジチタイワークス	10,000千円	100.0%	官民連携・自治体同士の連携の 促進を目的とする媒体発行・プ ロモーション事業等

(注) 連結対象の子会社は上記の重要な子会社に記載の2社を含む4社であります。

(11) 主要な借入先の状況

借	入	先	借入金残高 (千円)
株式会	社 佐 貧	買銀行	100,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 27.950,000株

(2) 発行済株式の総数 16,465,800株 (うち自己株式984,106株)

(**3**) **当事業年度末の株主数** 6,276名

(4) 大株主(上位10名)

	株	主					主		主		主		名		持	株	数	持株比率
株式	式会社	チェ	ンジ	ホー	ルデ	ィンク	ブス	2,58	35,0	00株	16.69%							
株	式	会	社	Е		Т		1,3	40,0	00	8.65							
時		津			孝		康	1,32	27,4	00	8.57							
楽	天	証	券	株	式	会	社	58	36,3	00	3.78							
-		村			哲		也	4(0,00	00	2.58							
齋		藤将			将		平	286,400			1.84							
福		留			大		\pm	24	47,8	00	1.60							
株式	t会社[日本カ	スト	ディ釒	限行	(信託[□)	23	32,3	00	1.50							
斉		井			政		憲	22	26,0	00	1.45							
J S	. F E C !	JR	$_{\rm I}^{\rm M}$	O E	_ ` _ `	G A P L	N C	1.7	74,3	00	1.12							

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。
 - 3. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において決議しました、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類 普通株式

取得した期間 2024年6月17日~2025年3月31日

取得した株式の総数 959,100株

取得価額の総額 205,311,200円

②新株予約権の行使

当事業年度中の新株予約権の行使により発行済株式の総数は7,000株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の 内容の概要

当社は、2018年1月17日の取締役会決議に基づき、株式会社ホープ 2018年度第1 回新株予約権を発行いたしました。その内容は次のとおりであります。

				柄	株式会社ホープ 2018年度第1回新株予約権
行	決	議	の		2018年1月17日
有	者	\mathcal{O}	人	数	
又締 役	(社外)	取締役る	を除く	(。)	3名
朱 -	予約	権	の	数	1,185個
約権の目	目的であ	る株式の)種類	及び数	当社普通株式 474,000株
予 絲	勺 権	の発	行	価 額	100円
5 約 権	の行	吏時の	払込	金額	307円
予 糸	勺 権	の行	使	期間	2021年10月 1 日~ 2026年 9 月30日
					発行価格 307.25円 資本組入額 153.625円
予 約 村	重の主	な行か	使 の	条件	①割当日から新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1か月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を行使価額の70%で行使期間の満期日までに行使しなければならない。 ②上記①の条件に抵触せずに、2018年6月期から2023年6月期までの期の当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の経常利益が一度でも200百万円を超過した場合のみ、新株予約権を行使することができる。なお、上記の経常利益の判定において、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上される場合には、これによる影響を経常利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正経常利益をもって判定するめとする。 ③相続人による本新株予約権の行使は認めない。
多約権	の譲	度に関	する	事 項	本新株予約権の譲渡による取得には、当社取締役会の 決議による承認を要する。
	有 和 な 株 を を を を を を を を を を を を を	有 者	有 者 の 双締役 (社外取締役を株 予 約 権 の目的である株式の 予 約 権 の 発 予 約 権 の 行 使 時 の 予 約 権 の 行 使 時 の 予 約 権 の 行 使 はり株式をうたの発行価格 及び うちの 発 行 価格 を な 行	有 者 の 人 X 締役 (社外取締役を除く株 予 約 権 の 放権の目的である株式の種類 予 約 権 の 発 行 が 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 予 約 権 の 行 使 時 の 払 込 予 約 権 の 行 使 で の 発 行 価 格 及 び 資 本 組 予 約 権 の 主 な 行 使 の	行 決 議 の 日 有 者 の 人 数 双締役(社外取締役を除く。) 株 予 約 権 の 数 的権の目的である株式の種類及び数 予 約 権 の 発 行 価 額 3 約 権 の 行 使 時 の 払 込 金 額

- (注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っており、「新株 予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新 株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」について は、株式分割後の数値を記載しております。
- (2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地	1	<u>'</u>	Ð	-		名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表Ⅰ	取締役者	1長	時	津	孝	康	CEO 株式会社ジチタイアド 代表取締役社長 株式会社ジチタイワークス 取締役 株式会社マチイロ 代表取締役社長 一般財団法人ジチタイ未来研究財団 代表理事
取	締	役	森		新	平	COO 株式会社ジチタイアド 取締役 株式会社ジチタイワークス 代表取締役社長 株式会社地方創生テクノロジーラボ 取締役
取	締	役	大	島	研	介	CFO 管理部門担当 株式会社ジチタイアド 取締役 株式会社ジチタイワークス 取締役
取	締	役	平	\blacksquare	え	6)	弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所
取	締	役	福	留	大	±	株式会社チェンジホールディングス 代表取締役兼執 行役員社長 株式会社トラストバンク 取締役 株式会社ROXX 社外取締役 株式会社Orb 取締役 ポート株式会社 経営アドバイザリー SBI地方創生サービシーズ株式会社 代表取締役社長 株式会社ガバメイツ 取締役 株式会社DFA Robotics 取締役 株式会社トラベルジップ 取締役 株式会社チェンジ鹿児島 社外取締役 株式会社チェンジ鹿児島 社外取締役 サイリーグホールディングス株式会社 取締役 サイリーグホールディングス株式会社 取締役 株式会社アーシャルデザイン 社外取締役 株式会社アーシャルデザイン 社外取締役
常勤	監査	役	松	Ш	孝	明	
監	査	役	河	上	康	洋	河上康洋税理士事務所 所長 合同会社河上中小企業診断士事務所 代表社員
監	査	役	松	本	_	哉	株式会社MBBR 代表取締役社長 オングリットホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社M・E・M 社外取締役 株式会社アンサーホールディングス 社外監査役 イオン九州株式会社 社外監査役 北九州監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役平田えり氏及び福留大士氏は、社外取締役であります。
 - 2. 常勤監査役松山孝明氏、監査役河上康洋氏及び松本一哉氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、社外監査役を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

- 4. 監査役河上康洋氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5. 監査役松本一哉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6. 当連結会計年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。 取締役森新平氏は、2025年3月24日付で株式会社地方創生テクノロジーラボの取締役に就任 いたしました。また、取締役福留大士氏は2024年12月23日付で株式会社fundbookの取締役 に就任いたしました。
- 7. 当連結会計年度中の監査役の異動はありません。
- 8. 当社は、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役(以下、「非業務執行取締役等」という。)との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、当社と非業務執行取締役等との間で、同規定に基づき賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、非業務執行取締役等が責任の原因となった職務の遂行について善意で重過失がないときに限られます。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役並びに当社子会社の取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該役員等賠償責任保険にて填補されます。なお、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については補償の対象外としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

	報酬等の									
役員区分	総額 (千円)	基本報酬	賞与	業績連動 報酬等	非金銭報 酬等	役員の員数 (人)				
取締役 (社外取締役を除く)	97,336	58,336	39,000	_	_	3				
監査役 (社外監査役を除く)	_	-	I	_	-	_				
社外取締役	4,200	4,200	-	_	_	1				
社外監査役	6,600	6,600	_	_	_	3				

- (注) 1. 社外取締役の支給人員は、無報酬の社外取締役1名を除いております。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2020年9月25日開催の第27回定時株主総会において年額200,000 千円以内、うち社外取締役の報酬限度額は、20,000千円以内と決議されております。当該定 時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は2名)です。また、監査役の報 酬限度額は、2015年9月28日開催の定時株主総会において年額10,000千円以内と決議され ております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)で す。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社においては、2020年10月14日開催の取締役会にて任意委員会である報酬委員会の設置を決議し、また、2021年6月11日開催の取締役会において報酬委員会の半数以上を社外取締役とする旨を決議しており、取締役の個人別の報酬額について、報酬委員会において審議される体制となっております。取締役会において報酬委員会への一任決議を経たうえで、報酬委員会が株主総会決議により承認された範囲において、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、客観性及び透明性を確保するため、報酬委員会が適していると判断したためであります。なお、報酬委員会の体制は、委員長を代表取締役社長の時津孝康氏が務め、委員として社外取締役の平田えり氏、福留大士氏が参画しております。

また、監査役の報酬については、株主総会にて決議された報酬総額の限度内において監査役会の協議で決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役平田えり氏は、西村あさひ法律事務所に所属する弁護士であり、当社は同事務所に対し、必要の都度、法律事務を依頼しております。

社外取締役福留大士氏は株式会社チェンジホールディングスの代表取締役兼執行役員 社長であります。同社は当社株式の16.69%を保有する筆頭株主であり、資本業務提携 契約を締結しております。なお、同氏が兼職している他の各兼職先と当社の間には重要 な取引関係はありません。

社外監査役河上康洋氏は、河上康洋税理士事務所所長及び合同会社河上中小企業診断士事務所代表社員であります。当社と各兼職先との間には重要な取引関係はありません。

社外監査役松本一哉氏は、株式会社MBBR代表取締役社長及び北九州監査法人代表 社員であります。なお、同氏が兼職している他の各兼職先と当社の間には重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	平田えり	当連結会計年度開催の取締役会12回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	福留大士	当連結会計年度開催の取締役会全13回に出席いたしました。取締役会において、経営者としての豊富な経験を活かして、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	松山孝明	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	河上康洋	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に税理士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	松本一哉	当連結会計年度開催の取締役会全13回、監査役会全14回に出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
当連結会計年度に係る 会計監査人の報酬等の額	25,000	-
当社及び子会社が会計監査人に支払うべ き金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000	_

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく 監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計 年度に係る会計監査人の上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) **当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容** 該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計 監査人を解任する方針であります。また、監査役会は会計監査人の職務の遂行に関する事 項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、その基本方針を取締役会において決議しております。当該基本方針の概要は、下記のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務の執行については、監査役会の定める 監査方針に従い、監査役監査の対象となる。また、取締役は、他の取締役の法令、定 款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
 - ・当社は、コンプライアンス体制の基礎として、当社役職員が遵守すべき規範として 「コンプライアンス指針」を定める。
 - ・当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、各部署におけるリスクを一元的に管理し、適切な対応策等の検討をすることに加え、コンプライアンス推進の実効性を高めるための検討を行うなどリスク及びコンプライアンスに関する重要事項を審議する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ・当社は、取締役会規程を始めとする社内規程を制定、及び必要に応じて改訂し、業務 の標準化及び経営秩序の維持を図る。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会、取締役会、経営会議その他重要な意思決定に係る情報は、法令及び当社の 「文書管理規程」に基づき、適切に保管・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「危機管理規程」を定め、当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
 - ・ISO27001の認証を受け、個人情報を含む情報セキュリティ管理に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を 開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
 - ・職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団(以下当社グループという)における業務の適正を 確保するための体制
 - ・当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。
 - ・当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等 の役割を担うとともに、グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理 規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締 結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。
 - ・当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部 統制システムに必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経 営管理体制の構築に取り組む。
 - ・当社の内部監査部門は、各部門(または担当者)と連携し、直接・間接的に実施する グループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの運用状況を把握し 評価する。
 - ・当社は、当社グループの従業員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に外部弁護士を窓口とする内部者通報制度を設ける。また、監査役及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先とした通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に 関する事項及び取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役 と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の従業員を置く。
- ② 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する 体制
 - ・取締役は、監査役が取締役会及び経営会議その他重要な意思決定の過程及び業務の執 行状況を把握するため、これらの会議に出席できる環境を整備する。
 - ・取締役及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ・当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見 交換を行う。
 - ・監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行う。
 - ・監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、会社 は速やかに費用または債務の処理を行う。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要の都度是正を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

・「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断 し、役員及び従業員の平素からの対応や事案発生時の組織対応制度を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を1回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。また、当社におけるコンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスが円滑かつ効果的に実施されるよう「リスク・コンプライアンス規程」を定めており、定期的にリスク・コンプライアンス委員会を開催しております。

② リスク管理体制

内部監査室にて内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告いたしました。また、「危機管理規程」の周知を引き続き行い、リスク低減に努めております。さらに、ISO27001について、再認証及び2022年版移行審査を実施し、引き続き不適合がない旨の審査報告を受けました。

これに加えて、リスク・コンプライアンス委員会を年2回開催し、当社グループ全体

のリスクの把握、管理及び対策の進捗を確認しております。

また、当事業年度より「投資諮問委員会規程」を制定し、自社の新規事業開発やM&A等の実施を通じたサービスの事業化に際し、リスク分析を含む複数の視点から評価を行い、代表取締役や取締役会に対する諮問機能を担う「投資諮問委員会」を設置し、一定の条件のもと、適宜開催をしております。

- ③ 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制 「文書管理規程」に従い、文書の法定保存期間を守った、文書の保存・管理を行って おります。
- ④ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項 本社部門のスタッフ1名を兼任の監査役補助スタッフとして設置しており、監査役の 職務を補助しております。
- ⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交 換を行っております。また、社外取締役を含むその他の取締役、内部監査担当その他従 業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うことに加えて、内部監査担当及 び会計監査人との三様監査も実施しております。
- ⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対策規程」及びその業務マニュアル等、反社会的勢力による当社に対する民事介入暴力が発生した場合の対応を定めており、いかなる場合においても反社会的勢力に対し、金銭その他経済的利益を提供しないよう努めております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

^{- 27 -}

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,804,876	流動負債	965,159
現 金 及 び 預 金	977,609	量 掛 金	306,963
売掛金及び契約資産	509,739	短期借入金	100,000
商品及び製品	243,797	1 年内返済予定の 長 期 借 入 金	9,608
仕 掛 品	9,154	未 払 金	108,502
貯 蔵 品	187	未払費用	285,436
前 払 費 用	26,667	未払法人税等	48,644
そ の 他	45,380	契 約 負 債	33,832
貸倒引当金	△7,659	預り金	6,456
固定資産	340,718	そ の 他	65,714
有形固定資産	38,093	固定負債	30,112
建物	12,795	長期借入金	30,112
車両運搬具	97	負債合計	995,271
工具、器具及び備品	25,200	(純資産の部) 株 主 資 本	1,154,609
無形固定資産	103,432	資 本 金	11,812
ソフトウェア	23,140	資本剰余金	797,144
0 h h	80,292	利益剰余金	621,871
投資その他の資産	199,192	自 己 株 式	△276,218
投資有価証券	5,792	その他の包括利益累計額	46
破産更生債権等	17,458	その他有価証券 評価差額金	46
繰 延 税 金 資 産	136,948	新株予約権	874
そ の 他	56,451	非支配株主持分	△5,207
貸倒引当金	△17,458	純 資 産 合 計	1,150,323
資 産 合 計	2,145,594	負債・純資産合計	2,145,594

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結 損益計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	科			B		金	額
売		上		高			3,140,691
売	ا	E 1	京	価			1,255,314
	売	上	総	利	益		1,885,376
販	売費及	ひ 一 月	般 管	理 費			1,593,748
	営	業		利	益		291,628
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	467	
	受	取	配	当	金	12	
	違	約	金	収	入	4,304	
	そ		\mathcal{O}		他	2,068	6,853
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	357	
	支	払	手	数	料	2,211	
	固	定資	産	除却	損	261	
	そ		\mathcal{O}		他	181	3,013
	経	常		利	益		295,468
特	万]] 7	FIJ	益			
	投資	有価	証	券売	却益	113,778	113,778
	税 金	等 調 素	色前	当 期 純	利益		409,246
	法人	税、住	民 稅	及び事	業 税	71,628	
	法	人 税	等	調整	額	△20,389	51,238
	当	期	純	利	益		358,008
	親会社	土株主に	帰属で	する当期終	屯利益		358,008

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

			14-	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
			株	主	本	
	資	本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株 主 資 本合 計
当連結会計年度期首残高		10,718	796,050	263,863	△70,904	999,727
当連結会計年度中の変動額						
自己株式の取得					△205,313	△205,313
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		1,093	1,093			2,187
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				358,008		358,008
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)						
当連結会計年度中の変動額合計		1,093	1,093	358,008	△205,313	154,881
当連結会計年度末残高		11,812	797,144	621,871	△276,218	1,154,609

	その他の包括	舌利益累計額			
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 金	その他の包括利 益 累 計 額 合 計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当連結会計年度期首残高	160	160	3,276	_	1,003,164
当連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得					△205,313
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)					2,187
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益					358,008
株主資本以外の項目の当連結会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	△113	△113	△2,402	△5,207	△7,722
当連結会計年度中の変動額合計	△113	△113	△2,402	△5,207	147,158
当連結会計年度末残高	46	46	874	△5,207	1,150,323

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 4 を

連結子会社の名称 株式会社ジチタイアド

株式会社ジチタイワークス

株式会社マチイロ

株式会社地方創生テクノロジーラボ

2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。

3. 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、株式会社地方創生テクノロジーラボを株式取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。

なお、株式会社地方創生テクノロジーラボは2025年3月31日をみなし取得日としており、当該連結会計年度は貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は反映しておりません。

- 4. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- 5. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品

個別法による原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により 算定)

貯蔵品

最終仕入原価法 (連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物11~22年車両運搬具6年工具、器具及び備品4~15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

① 広告事業

広告事業に係わる収益は、自治体から仕入れた様々な媒体及び当社グループが制作し、自治体が住民に向けて発行する冊子の広告枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、媒体への広告掲載期間にわたって、又は媒体及び冊子の発行時点で収益を認識しております。また、いわゆる代理店販売(当社グループに販売価格決定権が存在せず、かつ在庫リスクも存在しない)による売上は、販売金額から売上原価を控除した金額(純額)で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② ジチタイワークス事業

i. ジチタイワークス (公務員向け行政マガジン) : 当社グループが制作・発行を行う冊子の 広告掲載枠の販売及び広告掲載役務提供による収益であり、冊子の発行時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務

を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ii. BtoGソリューション等:官民連携サービス提供による収益であり、顧客による検収が完了し、かつ当社グループが検収書を受領した時点で収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約に係る取引価格で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

- 1. 棚卸資産の評価
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 商品及び製品 243,797千円
- (2) その他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法 「連結計算書類 連結注記表 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注 記】 5. 会計方針に関する事項(1)② 棚卸資産」に記載のとおりであります。
 - ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げに当たり、収益性の低下の有無に係る判断に ついて正味売却価額の算定に当たっては、過去の販売実績や将来の受注可能性を考慮しておりま す。
 - ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響棚卸資産の評価に当たっては、現在入手可能な情報に基づき判断しており、前提条件の変化や経済及びその他の事象または状況の変化等により、正味売却価額が低下した場合、棚卸資産評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 136,948千円
- (2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)」第29項に従い、「分類3」に該当するものとして取り扱う繰延税金資産であります。そのため、当連結会計年度末における繰延税金資産の回収可能性については、当社および連結子会社の当連結会計年度における一時差異等加減算前課税所得の実績額及び合理的に策定した翌連結会計年度以降の事業計画における一時差異等加減算前課税所得見積額に基づき判断する必要があり、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来3年間の見積課税所得の範囲内で繰延税金資産を計上しております。

- ② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 見積課税所得は、翌連結会計年度の予算を基礎とし、一定のリスクを反映した上で見積を行っ ております。
- ③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響 市場環境の変化、経営目標の未達により、翌期以降の業績に影響を与える可能性があり、その いずれも繰延税金資産の回収可能性に影響を与える可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額

54.797千円

2. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	100,000
差引額	100,000

3. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	
差引額	300,000

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の	の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式		16,458,800	7,000	_	16,465,800
合	計	16,458,800	7,000	_	16,465,800

(注) 普通株式の増加は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による増加

7.000株

2. 自己株式の種類及び数

株式0	の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通	株式	24,991	959,115	_	984,106
合	計	24,991	959,115	_	984,106

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

959,100株 15株

- 3. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 該当事項はありません。
- 4. 当連結会計年度末日の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 515,400株

【金融商品に関する注記】

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、その他有価証券であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。当該 リスクに関しては、四半期ごとに時価等を把握する管理体制をとることで、リスクの低減を図っ ております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成、更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理し、リスクの低減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式である非上場株式 (5,000千円) は、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差額(千円)
投資有価証券	792	792	_
資産計	792	792	-
長期借入金 (1年内返済含む)	39,720	39,156	△563
負債計	39,720	39,156	△563

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、 「預り金」、「未払法人税等」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価 が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
 - 2. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針 第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定

した時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

区分	時価(千円)				
区方	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券	792	_	_	792	

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

区分	時価(千円)						
区力	レベル1	レベル2	レベル3	合計			
長期借入金 (1年内返済含む)	_	39,156	_	39,156			

- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 - ① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	:	その他			
	広告	ジチタイ ワークス	計	(注)	合計
売上高					
民間	1,689,475	1,021,303	2,710,778	54,166	2,764,945
官公庁	167,291	57,991	225,282	150,463	375,746
顧客との契約か ら生じる収益	1,856,767	1,079,294	2,936,061	204,629	3,140,691
その他の収益	_	_	_	_	_
外部顧客への売 上高	1,856,767	1,079,294	2,936,061	204,629	3,140,691

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に企業版ふるさと納税支援事業やakisol及びマチイロなどのサービスを含んでおります。

- 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類 連結注記表【連結計算書類作成のため の基本となる重要な事項に関する注記】5. 会計方針に関する事項(4)重要な収益及び費用の計 上基準 に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
契約負債(期首残高)	21,505
契約負債(期末残高)	33,832

- (注)契約負債は、履行義務の充足前に対価を受領しているものです。当連結会計年度期首時点で保 有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。
- ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【企業結合・事業分離に関する注記】

(取得による企業結合)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、株式会社地方創生テクノロジーラボ(以下「地方創生テクノロジーラボ」)の株式を株式譲受により取得(以下「本株式取得」)し、同社を連結子会社(特定子会社)とすること、合わせて本株式取得の実行後に同社が実施する第三者割当増資による募集株式の全部を引受け、同社を連結子会社(特定子会社)とすることを決議いたしました。

また、本株式取得に伴う株式譲渡契約を2025年3月3日付で締結し、2025年3月7日付で同社株式を取得するとともに、株式引受契約を2025年3月24日付で締結し、2025年3月25日付で同社株式を追加取得いたしました。

- 企業結合の概要
- (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容 被取得企業の名称:株式会社地方創生テクノロジーラボ

事業の内容:官民連携事業、地方自治体と民間企業をつなぐマッチングプラットフォームの運 営

(2) 企業結合を行った主な理由

地方創生テクノロジーラボは2017年の設立以来、民間企業と自治体の連携を支援するコンサルティング事業を展開しており、自治体領域での営業及びサービス展開におけるノウハウを有していることに加え、当社グループとは異なるアプローチにて自治体の課題解決を図っているため、両社それぞれの強みを掛け合わせることによるシナジーの発揮が期待できることから、当社グループの企業価値向上に資するものと判断し、同社を子会社化することとしました。

(3) 企業結合日

2025年3月7日(みなし取得日2025年3月31日)

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社地方創生テクノロジーラボ

(6) 取得した議決権比率

82.76%

(注)本株式取得後に同社が実施した増資後の総議決権数を基準にして算出しております。

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、地方創生テクノロジーラボの株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年3月31日をみなし取得日としており、当連結会計年度は被取得企業の貸借対照表のみを連結しているため、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価

本株式取得分現金35百万円本株式引受分現金20百万円取得原価55百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 1百万円

- 5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - (1) 発生したのれんの金額 80百万円
 - (2) 発牛要因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため

(3) 償却方法及び償却期間

6年間の均等償却

6. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	12百万円
固定資産	17百万円
資産合計	29百万円
流動負債	30百万円
固定負債	30百万円
負債合計	60百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

当社は、2024年6月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて 適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、下記のとおり実施しました。

なお、当該取得により上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了しました。

1. 取得した株式の種類 当社普通株式

2. 取得した期間 2025年4月1日~2025年5月14日

取得した株式の総数 273,500株
 株式の取得価額の総額 55,670,700円

(ご参考)

1. 2024年6月14日開催の取締役会における決議内容

(1) 取得対象株式の種類 当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 1,450,000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 8.82%)

(3) 株式の取得価額の総額 261百万円(上限)

(4) 取得方法 東京証券取引所における市場買付

(5) 取得期間 2024年6月17日から2025年6月16日まで

- 2. 上記取締役会決議に基づき取得した自己株式の累計(2025年5月14日現在)
- (1) 取得した株式の総数 1,232,600株
- (2) 株式の取得価額の総額 260,981,900円

(共通支配下の取引等)

簡易新設分割による子会社の設立

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、2025年7月1日を効力発生日(予定)として、当社完全子会社である株式会社ジチタイアド(以下「ジチタイアド社」)の企業版ふるさと納税支援事業に関する権利義務を単独の簡易新設分割により新設会社である株式会社ジチタイリンク(以下「本新設会社」)に承継(以下「本会社分割」)させるとともに、本新設会社を当社の完全子会社とすることを決議いたしました。

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及び当該事業の内容 企業版ふるさと納税支援事業
- (2) 企業結合日 2025年7月1日 (予定)
- (3) 企業結合の法的形式 ジチタイアド社を分割会社とし、本新設会社を承継会社とする当社子会社単独の分割型新設分割 であります。
- (4) その他取引の概要に関する事項

事業が一定の規模に成長し、今後さらなる成長が見込まれる中で、本事業における人的プロモートを含む自律的な事業運営に加え、独立した損益管理や財務面を含めた責任会計の推進、さらには事業別の投下資本を明確化することで、グループ全体としての経営資源の最適配分を図るものであります。

なお、本新設会社は本会社分割に際して普通株式200株を発行し、そのすべてを分割会社である ジチタイアド社に割り当てると同時に、ジチタイアド社に割り当てられた全株式を剰余金の配当と してジチタイアド社の完全親会社である当社に対して交付いたします。

【1株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額 74円58銭 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 22円36銭

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,186,191	流動負債	434,208
現 金 及 び 預 金	505,521	短期借入金	100,000
 売掛金	151,051	未 払 金	34,996
 貯蔵品	187	未払費用	280,094
前払費用	21,861	未払法人税等	328
		預り金	5,562
	270,000	そ の 他	13,225
未収入金	217,442	負 債 合 計	434,208
そ の 他	20,126	(純資産の部)	
固定資産	338,891	株主資本	1,089,953
有 形 固 定 資 産	34,894	資 本 金	11,812
 建 物	11,013	資本剰余金	797,144
車両運搬具	97	資本準備金	1,812
工具、器具及び備品	23,783	その他資本剰余金	795,332
		利益剰余金	557,214
無形固定資産	135	その他利益剰余金	557,214
ソフトウェア	135	繰越利益剰余金	557,214
投資その他の資産	303,861	自己株式	△276,218
投 資 有 価 証 券	5,792	評価・換算差額等	46
関係会社株式	139,612	その他有価証券 評価差額金	46
繰 延 税 金 資 産	117,147	新株予約権	874
そ の 他	41,309	純 資 産 合 計	1,090,874
資 産 合 計	1,525,083	負債・純資産合計	1,525,083

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	科			E		金	額
売		上		高			703,968
売	上		原	価			_
	売	上	総	利	益		703,968
販	売 費 及	びー	般管:	理 費			514,234
	営	業		利	益		189,734
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	6,542	
	受	取	配	当	金	12	
	そ		\mathcal{O}		他	1,029	7,584
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	357	
	支	払	手	数	料	2,211	
	そ		\mathcal{O}		他	443	3,013
	経	常		利	益		194,305
特	別	7	利	益			
	投 資	有 価	証	券 売	却益	113,778	113,778
	税 引	前	当其	月純	利益		308,084
	法人和	兑、 住	民 税	及び事	業税	328	
	過 年	度	法	人	第 等	△730	
	法	、税	等	調	ě 額	△12,160	△12,562
	当	期	純	利	益		320,646

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

		株		主	資		本	
		資 本	剰	余 金	利益乗	1 余金		
	資 本 金	資本準備金	その他資本剰余金	資 本金計	そ利剰 越 報 銀 余	利益金計	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	10,718	718	795,332	796,050	236,568	236,568	△70,904	972,432
当 期 変 動 額								
新株の発行(新 株 予 約 権 の 行 使)	1,093	1,093		1,093				2,187
当期純利益					320,646	320,646		320,646
自己株式の取得							△205,313	△205,313
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	1,093	1,093	_	1,093	320,646	320,646	△205,313	117,520
当 期 末 残 高	11,812	1,812	795,332	797,144	557,214	557,214	△276,218	1,089,953

	評価・換	算差額等		
	そ の 他 有 価 証 券 評 額 金	評価 類差額 計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	160	160	3,276	975,869
当期変動額				
新株の発行(新 株 予 約 権 の 行 使)				2,187
当期純利益				320,646
自己株式の取得				△205,313
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)	△113	△113	△2,402	△2,515
当期変動額合計	△113	△113	△2,402	115,005
当 期 末 残 高	46	46	874	1,090,874

⁽注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【重要な会計方針】

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券
 - ① 関係会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

11~21年

車両運搬具

6年

工具、器具及び備品 4~10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能 期間 (5年) に基づいております。

3. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

当社の収益は、子会社に対する経営管理手数料となっております。経営管理手数料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、役務の提供につれて当社の義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

4. その他計算書類作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 117,147千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

1. の金額の算出方法は「連結計算書類 連結注記表 【会計上の見積りに関する注記】」に記載した内容と同一であります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 53.157千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 642,475千円 関係会社に対する短期金銭債務 617千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	100,000
	100.000

4. コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	300,000千円
借入実行残高	_
	300,000

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

売上高 691.818千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,991	959,115	_	984,106
合 計	24,991	959,115	_	984,106

(注) 自己株式の増加は、次のとおりであります。

2024年6月14日開催の取締役会決議による自己株式の取得 959,100株 単元未満株式の買取りによる増加

【収益認識に関する注記】

収益を理解するための基礎となる情報については「計算書類 個別注記表 【重要な会計方針】 3. 収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

15株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	1,039千円
未払社会保険料	1,806
繰越欠損金	2,162,232
その他	10,283
繰延税金資産小計	2,175,361
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,058,190
評価性引当額小計	△2,058,190
繰延税金資産合計	117,171
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△24
繰延税金負債合計	△24
繰延税金資産の純額	117,147

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社

種類	会社等の 名称	議決権所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ジチタイ ア ド	所有 直接 100.0	経営管理 (注 1)	子会社管理料	365,173	売掛金	89,136
				出向負担金	546,402	未収入金	114,751
				資金の貸付等 (注2)	100,000	短期貸付金	200,000
子会社	株式会社 ジチタイ ワークス	所有 直接 100.0	経営管理 (注1)	子会社管理料	238,707	売掛金	58,603
				出向負担金	391,714	未収入金	102,057
				資金の貸付等 (注2)	_	短期貸付金	50,000
子会社	株式会社マチイロ	所有 直接 100.0	経営管理 (注1)	子会社管理料	1,116	売掛金	672
				出向負担金	1,491	未収入金	533
				資金の貸付等 (注2)	20,000	短期貸付金	20,000

- (注) 1. 経営管理料等については、双方協議のうえ、合理的に決定しております。
 - 2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

【企業結合・事業分離に関する注記】

(取得による企業結合)

「連結計算書類 連結注記表【企業結合・事業分離に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額70円41銭1株当たり当期純利益20円02銭

【重要な後発事象に関する注記】

(自己株式の取得)

「連結計算書類 連結注記表【重要な後発事象に関する注記】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ホープ 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 福 岡 事 務 所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ホープの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な 相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ る。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監 査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画 し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関し て責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び 監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社ホープ 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 福 岡 事 務 所

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホープの2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる 企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全 ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査におけ る監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関す る規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責 任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の 職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び 監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び 結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、月例の経営会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - また、子会社については、前述の経営会議における情報収集、子会社の取締役と の意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けま した。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細 書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書 及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

株式会社ホープ 監査役会 常勤監査役(社外監査役) 松 山 孝 明 印 監査役(社外監査役) 河 上 康 洋 印 監査役(社外監査役) 松 本 一 哉 印

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新任候補者1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	以神(文)所有は、人のとおりでありより。 							
候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数 (株)					
1	ときつ たかやす 時 津 孝 康 (1981年1月22日生)	2005年 2月	1,327,400					
2	もり しんぺい 森 新 平 (1983年4月30日生)	2008年 4月 当社入社 2011年11月 当社取締役 2013年 5月 当社セールスプロモーション部長 2014年10月 当社メディアクリエーション部長 2016年 7月 当社人事部長兼経営企画部長 2017年 6月 当社取締役COO (現任) 2021年12月 ㈱ジチタイアド 取締役 (現任) 2024年 4月 ㈱ジチタイワークス 取締役 2024年 4月 ㈱ジチタイワークス 代表取締役社長 (現任) 2025年 3月 ㈱地方創生テクノロジーラボ 取締役 (現任)	119,000					
3	おおしま けんすけ 大 島 研 介 (1981年11月25日生)	2011年10月 当社入社 2013年5月 当社管理(現 経営管理)部長 2013年12月 当社取締役 2017年6月 当社取締役CFO(現任) 2021年12月 ㈱ジチタイアド 取締役(現任) 2021年12月 ㈱ジチタイワークス 取締役(現任)	10,500					

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数 (株)
4	ひらた えり 平 田 え り (1985年12月29日生)	2012年12月 弁護士登録、弁護士法人北浜法律 事務所入所 2017年 5月 西村あさひ法律事務所入所 2019年 1月 弁護士法人西村あさひ法律事務所 福岡事務所(現任) 2021年 9月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人西村あさひ法律事務所福岡事務所	_
5	※ さくらい しんや 櫻 井 慎 也 (1986年4月6日生)	2010年 4月 有限責任 あずさ監査法人入所2013年 8月 ㈱リクルートホールディングス入社2015年 2月 公認会計士登録 (2020年4月退会 2021年5月再登録)2021年 6月 ㈱Linc'well入社 (経営管理部長)2022年 4月 同社執行役員経営管理部長2024年 4月 ㈱チェンジホールディングス入社 (CFO室長) (現任)(重要な兼職の状況)㈱チェンジホールディングス CFO室長	

- (注)1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 3. 平田えり氏及び櫻井慎也氏は社外取締役候補者です。
 - 4. 平田えり氏を社外取締役候補者とした理由は、当社は引き続き、事業の多角化に伴い グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスの強化が求められます。平田えり氏 には、弁護士としての法律知識・経験に裏打ちされた高い専門性にもとづき、コーポ レート・ガバナンス強化への貢献や重要事項の決定、経営全般に対する的確な助言に ついて期待しており、ひいては多様性の推進をはじめとする将来的な経営基盤強化に 貢献いただけるものと考えているからであります。

櫻井慎也氏を社外取締役候補者とした理由は、当社は、さらなる企業成長に向けてグループ全体として堅実な投資による事業価値の創出を目指しており、櫻井慎也氏は、現在、当社の主要株主である株式会社チェンジホールディングス(東証プライム市場上場)のCFO室長として同社の資本戦略・IR・M&Aの推進を担当しているほか、監査法人での経験を含む財務会計・管理会計分野での長年の実務経験を有していることから、当社の財務戦略・IR・投資機能の強化をはじめとする経営基盤の強化へ貢献いただけるものと考えております。

- 5. 当社と各候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、時津孝康氏、森新平氏、大島研介氏及び平田えり氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、櫻井慎也氏が選任された場合には同様の契約を締結する予定であります。
- 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(以下、「D&O保険」という。)契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害(ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。)等を塡補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

住 所 福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号

会場名 公益財団法人アクロス福岡 円形ホール

電 話 (092)725-9113(交通アクセスについてのお問い合わせ先)



〈注意事項〉

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。